

## じどうてあて てつづ わす 児童手当の手続きをお忘れなく

### 【なんのためにあるのか】

こどもたちが元気で健康に成長できるように、保護者を経済的にサポートするため。

### 【必要な手続き】

- 子どもが生まれた時や、中学生以下の子どもがいる保護者が太田市に転入する時には、申請手続きが必要です。
- 太田市から転出する時や、子どもの世話をしなくなった時も届出が必要です。
- ★ 特に日本から出国（例：自分の国に帰るなど）する時は、必ず手続きをしてください。
- 申出による費用徴収 学校給食費、保育園保育料について申出により児童手当から支払うことができます。
- 現況届 提出が必要な方には、市役所から郵便で届きます。

### 【制度や事業の重点・注意点】

- 手当額
 

	3歳未満	ひとりげつがく	1人月額 15,000円
	3歳から小学校を卒業するまで	だい し	ひとりげつがく 10,000円
		だい しこう	ひとりげつがく 15,000円
	中学生	ひとりげつがく	1人月額 10,000円
	所得制限限度額以上所得上限限度額未満の児童	ひとりげつがく	1人月額 5,000円
	所得上限限度額以上の児童	児童手当は支給されません	
- 支給月
 

6月（2月～5月分）、10月（6月～9月分）、2月（10月～1月分）

\* 4か月分ずつ3回にわけて支給されます。
- 手当額や支給月は変更となる予定です。変更されたら郵便でお知らせします。

**【問合せ先】** おおたしやくしよ か じどうきゅうふがかり かい ほんまどぐち  
 太田市役所 こども課 児童給付係（3階31番窓口）

TEL 0276-47-1942

おおたしやくしよ ぐんまけんおおたしはまちょう だいひょう  
 太田市役所 〒373-8718 群馬県太田市浜町 2-35 TEL:0276-47-1111(代表) FAX:0276-47-1888

かいちやうじかん ごぜん じ ぶん ごごじ ぶん  
 開庁時間：午前8時30分～午後5時15分